

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月22日
【会社名】	株式会社アビスト
【英訳名】	ABIST Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進 顕
【本店の所在の場所】	東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
【電話番号】	0422-26-5960（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 丸山 範和
【最寄りの連絡場所】	東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号
【電話番号】	0422-26-5960（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 丸山 範和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は2023年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金102円 総額405,917,364円

ロ 効力発生日

2023年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）及び第42条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第42条（期末配当金）及び第43条（中間配当金）を削除、第44条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として進頭、丸山範和、柴山憲司、三澤貞一、高尾真紀子を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金及び創業者特別功労金贈呈の件

退任取締役進勝博氏に在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲で役員退職慰労金に加え特別功労金を贈呈するものであります。

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

再任される取締役（監査等委員である取締役を除く）3名及び在任中の監査等委員である取締役1名に対し、それぞれ就任時から本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、打切り支給するものであります。

第6号議案 役員長期インセンティブ報酬制度導入の件

取締役（社外取締役を除く）及び監査等委員である取締役（社外取締役を除く）を対象に、新たな役員退職金制度として役員長期インセンティブ報酬（退任時業績連動金銭報酬）を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	26,638	42	0	(注) 1	可決 99.84
第2号議案 定款一部変更の件	24,173	2,550	0	(注) 2	可決 90.45
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く) 5名選任 の件					
進 顕	26,475	248	0		99.07
丸山 範和	26,480	243	0	(注) 3	可決 99.09
柴山 憲司	26,602	121	0		99.54
三澤 貞一	25,078	1,645	0		93.84
高尾 真紀子	26,573	150	0		99.43
第4号議案 退任取締役に対する退職 慰労金及び創業者特別功 労金贈呈の件	23,215	3,503	0	(注) 1	可決 86.88
第5号議案 役員退職慰労金制度の廃 止に伴う打切り支給の件	23,449	3,274	0	(注) 1	可決 87.74
第6号議案 役員長期インセンティブ 報酬制度導入の件	25,635	1,088	0	(注) 1	可決 95.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。